

令和7年1月28日  
学 務 課

議会の委任による専決処分の報告  
(証明写真の購入代金の支払遅延に係る損害賠償額の決定)

1 主旨

令和6年12月24日開催の教育委員会において、区立学校における会計事故の発生についてとして報告した事案について、相手方からの遅延損害金の請求により、地方自治法第180条の規定に基づき専決処分を行ったので報告する。

2 事故の概要

(1) 相手方 東京都大田区鶴の木二丁目16番8号  
株式会社サンライズ

(2) 事故内容

区立学校において、証明写真44,100円分を購入し、令和5年4月24日に納品され、検査に合格したが、同学校にて事務職員が支払いを怠り、未払い状態が続いていた。その後、支出処理を行って、相手方への支払い完了が令和6年12月3日となった。

3 相手方への損害賠償額 1,600円

4 専決処分日 令和7年1月17日